東京農工大学工学府・工学研究院執行部会規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
| --- | --- | --- |
| 本則<br>（組織）<br>第３条　執行部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1)～(5)　（略）<br>(6)　小金井地区事務部事務長<br>(7)・(8)　（略） | 本則<br>（組織）<br>第３条　執行部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1)～(5)　（略）<br>(6)　小金井地区事務部事務部長<br>(7)・(8)　（略） | |

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。